

日本協働政策学会 規約

(名称)

第1条 本会は、日本協働政策学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広く学際的な視点から「協働」政策について研究を重ね、あわせて具体的な実践につながるような、市民活動家・行政実務家・研究者等の会員相互のネットワーク形成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 研究会などの開催
- 2) 出版物の編集・刊行
- 3) 内外の学会との連絡・交流
- 4) 前3号のほか理事会において適当と認めた事業

(会員)

第4条 本会は、第2条に掲げる本会の目的に賛同する会員によって構成する。

会員を分けて個人会員と団体会員とする。

団体会員は、本会刊行物の配布を受け、5名以内に限り、本会の実施する研究会及び講演会等に参加させることができる。

本会への入会は、会員2名の推薦に基づき、理事会において、これを決定する。ただし、団体会員については、推薦者を要しない。

会員は、本会の事業に参加し、会員総会に出席することができる。

会員は、総会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

会費を長期にわたって滞納した者は、理事会において、退会したものとみなすことができる。

(総会)

第5条 本会は、毎年1回、会員総会を開催する。

総会は、次の事項を議する。議決は、出席会員の過半数による。

- 1) 本会の活動
- 2) 役員を選出
- 3) その他総会が必要と認めた事項

理事会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の者の請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。

(役員)

第6条 本会の会務を処理するため、次の役員をおく。

- 1) 理事長
- 2) 理事 20名程度
- 3) 会計監査 2名
- 4) 理事会が必要と認める顧問その他の役員

(理事長)

第7条 理事長は、理事会において互選する。

理事長は、本会を代表し、その会務を統括する。

理事長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事)

第8条 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

理事の選出は、別に定める選考規程による。

理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

理事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(監事)

第9条 監事は、総会において、理事を除く会員から選出する。

監事は会計を監査する。

監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第10条 本会に、理事会の承認を得て、地域別その他の部会をおくことができる。

(規約の変更)

第11条 本規約は、総会における出席会員の3分の2以上の同意がなければ、これを改正することができない。

(付則)

本規約は平成21年12月13日から施行する。